

## 令和2年度第2回下野市環境審議会 議事録

日 時 令和2年11月6日(金) 午後2時～午後3時10分  
場 所 下野市役所庁舎 203 会議室  
出席委員 中村祐司会長、園部小由利委員、大橋敏子委員、後藤勲委員、  
野村君子委員、渡邊欣宥委員、隅谷サヨ子委員、岡本英樹委員、  
野沢定雄委員、新井有明委員、塚原郁雄委員、熊田裕子委員  
欠席委員 大橋久也委員  
事務局 山中市民生活部長、坂本環境課長、木村課長補佐、福田主幹、吉川主幹、  
菊池(洋)主事

### ○次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 会議成立の確認及び会議録署名委員の指名
- 4 議題
  - (1) 下野市路上喫煙の防止に関する条例(案)について
  - (2) 答申(案)について
  - (3) その他
- 5 その他
- 6 閉会

### ○開会

(事務局) 令和2年度第2回下野市環境審議会を開会いたします。

### ○会長あいさつ

(事務局) 中村会長からごあいさつをお願いします。

(中村会長) 皆さん、お久しぶりです。こんにちは。

アメリカ大統領選挙のことが、太平洋を挟んでこれだけ離れていても何かと気になるというのは、良くも悪くも、それだけ日本がアメリカナイズされているからだと思います。

ところで、今日のテレビ報道によると、アメリカの1日当たりのコロナ感染者数が10万人を超えたそうで、正直、愕然としました。日本では1月からの累積のコロナ感染者数が確か10万人を超えたということでしたが、1日でこれだけの感染者が出るのですね。イタリアでは、人口は日本の半分くらいですが、1日当たりの感染者数が3万人を超えたということです。イギリス、フランス、ドイツにしても、いろいろな所でそのような状況です。日本でも、地方のクラスターが発生しているということもあり、生活環境や仕事環境が、なかなか平静に保てなくなっている

状況です。そのような中で、政府の言う事を全部否定するわけではありませんが、経済を回すためギリギリのところでは守らなくてはならないということを考えると、最後は個人で判断せざるを得ないと考えております。個人的に気持ちが弱いのか、感染対策もだんだんと気持ちが続かないこともあり、私も自戒を込めて、環境のことを広い意味で考えております。

さて、本日は、いろいろな工夫をしていただいて、対面で会議ができるということは本当に幸せだと思います。皆さんに議論いただき、知恵をいただきながら、条例（案）と答申（案）をまとめたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局） 下野市環境審議会規則第3条第2項の規定に基づき、会長が会議の議長となりますので、議事進行を中村会長にお願いいたします。

#### ○会議成立の確認及び会議録署名委員の指名

（中村会長） それではまず、8月7日に開催された第1回環境審議会の会議録についてですが、皆さんに配付して確認いただいた結果、修正点はありませんでしたので、確定させていただきます。

本日の欠席委員は1名です。委員定数13名のうち、半数以上の委員が出席しておりますので、下野市環境審議会第3条第3項の規定により、会議は成立します。

議事に入る前に、会議録署名人の指名をさせていただきます。

本日の会議録署名人は、名簿番号3番 後藤委員と、10番 野沢委員にお願いいたします。

なお、下野市審議会等の設置運営要綱の規定に基づき、会議録は発言した委員名も含め、ホームページで公開しますので、ご了承ください。

また、発言の際には、挙手のうえ、名前を名乗ってからお願いします。

#### ○議題

（1）下野市路上喫煙の防止に関する条例（案）について

（中村会長） 下野市路上喫煙の防止に関する条例（案）について、事務局から説明をお願いします。

（事務局） 資料に基づき説明（資料1～資料4）。

（中村会長） 資料1（1）の条例（案）の条文について、「目的」に少し言葉を加えたということです。意見をいただき、ありがとうございました。委員の皆さんの意見を全て反映するのは無理ですが、皆さんの意見を参考に、事務局案をまとめました。この事務局案について、いかがでしょうか。

（中村会長） 意見がないようですので、審議会として、（1）の条文については承認いたします。

- (中村会長) 次に、(2)の路上喫煙禁止区域の設定について、いろいろな意見をいただきましたが、事務局案として具体的に整理をして区域の設定をしました。ご意見いかがでしょうか。
- (中村会長) 意見がないようですので、(2)の路上喫煙禁止区域の設定についても、審議会として承認いたします。
- (中村会長) 次に、(3)の喫煙所の設置についてです。結論としては、西口喫煙所は廃止し、東口喫煙所の1か所のみ存続、ということです。いかがでしょうか。
- (中村会長) 意見がないようですので、(3)の喫煙所の設置についても承認いたします。
- (中村会長) 次に、(4)の罰則規定とその他についてですが、事務局案としては罰則規定を設けないということですが、いかがでしょうか。
- (後藤委員) 罰則規定で、県内で具体的に現金を徴収している市町村はありますか。
- (事務局) 県内では、宇都宮市と小山市が過料を徴収しています。栃木市と日光市は罰則規定を設けていません。
- (後藤委員) 過料の金額はいくらですか。
- (事務局) 宇都宮市も小山市も2,000円です。宇都宮市も小山市も路上喫煙防止指導員を雇用しています。
- (野沢委員) 基本的には事務局案が良いと思います。事務局案の最後に、廃棄物監視員等の活用、とありますが、例えば、異常があった時だけ報告してもらうのと、毎回報告してもらうのでは大きく違うと思います。できたら、廃棄物監視員の方々には毎回、状況を報告してもらった方が良いでしょう。
- (事務局) 廃棄物監視員は市内を巡回した後に必ず環境課窓口まで報告に来ますので、その都度、路上喫煙の状況も確認したいと思います。
- (大橋敏委員) 罰則規定があればいくらかは減っていくと思いますが、罰則がない中で、どのように路上喫煙を減らしていこうと考えていますか。
- (事務局) 今回の条例を定めることにより、下野市民の意識を変えていこうとするものです。
- (新井委員) 罰則規定を設けないのであれば、PRにより一層力を入れていただきたいと思います。
- (隅谷委員) 駅から歩いて自治医大病院に向かう人は、市外の人が多いかと思いますが、PRの仕方は看板だけですか。チラシを配ることはできないですか。
- (渡邊委員) 路上喫煙禁止区域のPRは絶対に必要だと思います。先ほど、ほかの市では罰則のための指導員を採用しているとのことですが、人件費を考えれば、その費用をPRのために使った方が実効性は高いと思います。
- (事務局) 現在、廃棄物監視員が12人いて、2人1組の6班体制で巡回しています。石橋地区、南河内地区、国分寺地区を各2班体制で、月8日勤務しています。巡回コースに路上喫煙禁止区域も入れて、たすきや帽子、腕章など目

立つものを身につけて巡回することを考えております。また、駅の両側に看板なども設置したいと考えており、現在、予算を要求しているところです。

(中村会長) ほかにいかがでしょうか。

(渡邊委員) 条例案の、「市民等の身体及び財産の安全を確保し」とありますが、喫煙と「財産の安全を確保し」とはどのような関係があるのか教えていただけますか。

(事務局) ほかの市の条例も参考にしましたが、例えば、タバコの火が誰かの着ている服を焦がしてしまう恐れもあるので、そういうことも想定しております。

(塚原委員) 事務局から説明があったとおり、先に条例が制定されている3市においては、このような文言が共通的に使われているので、これにならうのも一つの方法ということで提案をさせていただきました。例えば、タバコの火からの防火とか、火事で財産をなくすとか、そういうところを想定しているのかと思います。

(中村会長) ありがとうございます。ほかに意見はないようですので、(4)の罰則規定につきましても承認といたします。

## (2) 答申(案)について

(中村会長) 答申(案)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料に基づき説明(資料5)。

(中村会長) 皆さん、いかがでしょうか。

(熊田委員) 最後のページ、条例の実施に関する考え方の、「3. 罰則規定について」、1行目に「個々の喫煙者マナー」とありますが、条例(案)には「喫煙マナー」という単語が使われているので、揃えた方が良くと思います。

(中村会長) それでは、「者」を取るということをお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

(新井委員) 条例(案)の「目的」に合わせ、「個々の」も取ったほうが良いと思います。

(中村会長) それでは、「個々の」も取りましょう。ほかに意見はありますか。

(事務局) 答申(案)の「はじめに」の8行目、「下野市環境審議会は、市環境基本条例」のところですが、市の前に「下野」が抜けてしまいましたので、「下野市環境基本条例」と修正をお願いします。申し訳ございません。

(中村会長) 条例の実施に関する考え方、「1. 路上喫煙禁止区域の設定について」の3行目、「通院する方」の「方」という表現が少し硬いように思いますが、いかがですか。「通院者」が良いでしょうか。

(渡邊委員) お見舞いに行く人もたくさんいますので、「通院者」と限定するのはいかがでしょうか。

(中村会長) 事務局、いかがですか。

(事務局) 「病院への人通りが多いため」ではいかがですか。

(中村会長) 「自治医科大学附属病院との往来が多いため」ではいかがでしょうか。

- (大橋委員) 「病院までの往来」ではどうですか。
- (隅谷委員) いっそのこと、抜いてしまっってはどうですか。「自治医大駅東口のみ、自治医科大学附属病院までの周辺道路をバリアフリー化の整備に合わせて禁止区域に含めることとする。」、としても通じるような気がする。人通りが多いということを行わなくても理解ができると思います。
- (中村会長) それでも通じますが、自治医大駅東口は特別なんですよ。
- (塚原委員) 最初の「人通りの多い」を生かして、「人通りの多い、3つのJR駅の、各駅から主要道路までの範囲で駅前広場及び周辺道路、並びに自治医大駅東口のみ、自治医科大学附属病院までの周辺道路を路上喫煙禁止区域として規則に定める。」というふうに3つ繋げてはどうでしょうか。
- (中村会長) 繋げると長いように感じますが。
- (渡邊委員) それでは、2行目の「規則に定める。」で改行してはどうですか。
- (中村会長) でもやはり、並びにというよりは、自治医大駅を少し出したいですよ、特別に。
- (事務局) 病院への道ということを行いたいのですよ。
- (野沢委員) 先ほどの塚原委員の意見に賛成です。一つにまとめて、「周辺道路並びに」として、最後に「禁止区域として規則に定める。」としたほうがいいのかと思います。もし、一度規則に定めると言っておいて、後でまた含めるとするのであれば、渡邊委員が言うように改行したほうがわかりやすいと思います。ただし、自治医大病院までの往来が多いという話については結論が出ないのですが。
- (渡邊委員) これは下野市の住民に周知することなのかもしれませんが、市外の人から見た場合に、やはり人通りが多いから、ここは禁止区域に設定しましたよ、ということを入れておいたほうがいいのかもありません。
- (中村会長) 自治医大駅東口は例外なのではないですか。だから、並びになってしまうとどうでしょう。自治医大駅東口は特殊なんですよ。
- (渡邊委員) それであれば、文章を改行したほうがはっきりするような気がします。
- (熊田委員) 先ほど、事務局から「通院」という言葉が出ました。私たちのここの話では「通行が多い」という意識になってしまいましたが、病院へ「通院」する患者さんの受動喫煙を防ぐ、ということだと思っているので、この表現で良いのではないかと思います。
- (中村会長) 通院だけではなく、お見舞いの人もいるけれども、特に通院の方ということですね。熊田委員は「方」でも良いですよ。
- (熊田委員) 私は特には気になりませんでした。
- (中村会長) 皆さんがよろしければ、ここはこのままで。「通院する方」というほうが優しい言い方かもしれませんね。では、このままでということ。
- (事務局) 改行についてはいかがいたしますか。
- (中村会長) 皆さん、いかがですか。
- (渡邊委員) ここはほかの駅と比べると、特別設置区域になっているわけですから、私は改行したほうが良いと思います。

- (中村会長) 特別だから、改行しないほうがいいのではないですか。このまま続けたほうが、流れが良いのではないのでしょうか。どうでしょうか。
- (渡邊委員) 繋げるのであれば、2行目「路上喫煙禁止区域として定めるが、自治医大駅東口のみ」とするほうが、繋がりがあのような気がするのですが。
- (熊田委員) 文章を繋げると長くなってしまうと思うのです。私は、「ただし」と入れたらどうかと思います。区域を定めるということの一つの段落で言っていると思うので、私は分けないほうがいいと思います。
- (中村会長) このままでもわかるので、「ただし」は入れなくてもいいのかなと思います。改行はしないで、このままということでもよろしいでしょうか。
- (中村会長) それでは、答申（案）について、いかがでしょうか。いまのところを直してということでもよろしいでしょうか。
- (中村会長) 意見がないようですので、答申（案）についても承認いたします。

### (3) その他

- (中村会長) 委員の皆さんから何かありますか。
- (中村会長) 意見がないようですので、事務局から何かありますか。
- (事務局) ありがとうございます。皆さんから出されました意見を整理し、答申書を提出させていただきたいと思います。提出につきましては、中村会長に確認いただいた後、事務局にお任せいただければと思います。
- 引き続き、資料6に基づき、下野市路上喫煙の防止に関する条例制定スケジュール（案）について、ご説明させていただきます。今後のスケジュールですが、この後、環境審議会から下野市長へ答申書の提出を行い、条例案を確定させ、12月中旬からパブリックコメントを実施し、庁内会議を経て、3月議会に上程する予定となっております。そして、令和3年4月1日に条例制定、その後、広報等による周知、指定喫煙所の整備を経て、令和3年6月1日に条例施行を予定しております。

### ○その他

- (中村会長) 委員の皆さんから、意見はありますか。
- (中村会長) 意見がないようですので、それでは、事務局から何かありますか。
- (事務局) 資料に基づき説明（資料7）。
- (野沢委員) 家庭用のゴミは、確かに、昨年5月には自治会でも倍くらいになっていたのですが、その分、事業系のゴミが大きく減っているという傾向はないのですか。
- (事務局) 事業系のゴミについて、集計をとっているわけではありませんが、一時期減少傾向が見られたということがあります。
- (中村会長) おかげさまで、本日の議事はすべて終了しました。進行を事務局にお返しします。

○閉会

(事務局) 以上をもちまして、令和2年度第2回下野市環境審議会を閉会いたします。